

議案第15号

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年2月14日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年佐野市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第2 佐野新都市高萩・越名地区地区整備計画区域の項中

産業・業務地区2	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(わ)項第2号から第4号まで及び第8号に掲げるもの	500平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合を除く。	道路境界線までの距離は5メートル以上、隣地境界線までの距離は2.5メートル以上
産業・業務地区	次に掲げる建築物 (1) 都市計	165平方メートル。ただし、巡	道路境界線及び隣地境界線までの

区3	<p>画道路3 ・4・2 04号犬 伏新町馬 門線に面 する1階 部分を、 法別表第 2(い)項 第1号及 び第3号 に掲げる 用途に供 するもの</p> <p>(2) 法別表 第2(に) 項第6号 に掲げる もの</p>		<p>査派出所、 公衆電話所 その他これ らに類する 公益上必要 な建築物の 敷地として 使用する場 合を除く。</p>	<p>距離は、1 メートル以 上。ただし、 建築物又は 建築物の部 分が次の各 号のいずれ かに該当す る場合を除 く。</p> <p>(1) 外壁 又はこ れに代 わる柱 の中心 線の長 さの合 計が3 メート ル以下 である もの</p> <p>(2) 物置 その他 これに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが2.</p>	
産業 ・業 務地 区4	<p>次に掲げる建 築物</p> <p>(1) 法別表 第2(に) 項第6号 に掲げる もの</p> <p>(2) 法別表 第2(ほ) 項第2号 に掲げる</p>			<p>を</p>	

	<p>もの</p> <p>(3) 法別表第2(と)項第2号から第4号までに掲げるもの</p> <p>(4) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの</p> <p>(5) 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの</p>			<p>3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 高さ3メートル以下の車庫(平屋建ての開放性のあるものに限る。)</p>
--	--	--	--	---

産業・業務地区2	次に掲げる建築物	(1) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの	500平方メートル。ただし、巡回派出所、公衆電話所その他これらに類する	道路境界線までの距離は5メートル以上、隣地境界線までの距離は2.5メー
----------	----------	------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

	(2) 法別表 第2(わ) 項第2号 から第4 号まで及 び第8号 に掲げる もの		公益上必要 な建築物の 敷地として 使用する場 合を除く。	トル以上	に
--	--	--	---	------	---

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

佐野新都市高萩・越名地区地区整備計画区域における建築物に関する制限を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第15号参考資料

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行								改 正 案							
別表第2 (第3条-第8条関係)								別表第2 (第3条-第8条関係)							
地区整備計画区域	地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	地区整備計画区域	地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限 (外壁の後退距離)	建築物の高さの最高限度			建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限 (外壁の後退距離)	建築物の高さの最高限度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
佐野新都市高萩・越名地区地区整備計画区域	(略)	(略)			(略)	(略)		佐野新都市高萩・越名地区地区整備計画区域	(略)	(略)			(略)	(略)	
	産業・業務地区2	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(わ)項第2号から			500平方メートル。ただし、 <u>巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷</u>	道路境界線までの距離は5メートル以上、隣地境界線までの距離は2.5メートル以上			産業・業務地区2	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(わ)項第2号から			500平方メートル。ただし、 <u>巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷</u>	道路境界線までの距離は5メートル以上、隣地境界線までの距離は2.5メートル以上	

	第4号まで及び第8号に掲げるもの
産業・業務地区3	次に掲げる建築物 (1) 都市計画道路3・4・204号犬伏新町馬門線に面する1階部分を、法別表第2(イ)項第1号及び第3号に掲げる用途に供するもの (2) 法別表第2(ニ)項第

地として使用する場合を除く。	
165平方メートル。ただし、 <u>巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合を除く。</u>	道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上。ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 外壁又はこれに代わる

	第4号まで及び第8号に掲げるもの		地として使用する場合を除く。	

	<u>6号に掲げるもの</u>		<u>柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</u>
<u>産業・業務地区4</u>	<u>次に掲げる建築物</u>		
	<u>(1) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの</u>		<u>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル</u>
	<u>(2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの</u>		
	<u>(3) 法別表第2(と)項第2号から第4号までに掲げるもの</u>		
	<u>(4) 法別表第2(ぬ)項第</u>		

		<u>3号に掲</u> <u>げるもの</u> <u>(5) 法別</u> <u>表第2</u> <u>(る)項第</u> <u>1号に掲</u> <u>げるもの</u>				<u>ル以内</u> <u>である</u> <u>もの</u> <u>(3) 高</u> <u>さ3メ</u> <u>ートル</u> <u>以下の</u> <u>車庫(</u> <u>平屋建</u> <u>ての開</u> <u>放性の</u> <u>あるも</u> <u>のに限</u> <u>る。)</u>									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)